

正

健康保険 被保険者賞与支払届

常務理事	事務局長	課長	課長補佐	主任	担当

賞与・手当の名称

④ 賞与支払年月日
令和 年 月 日

届書コード	処理区分	届書
2 6 5	*	
① 事業所整理記号	*	

⑦ 賞与支払予定年月
令和 年 月

社 会 保 険 労 務 士 記 載 欄

②被保険者整理番号	③生年月日	④賞与支払年月日	⑤賞与額(合計) 千円単位	① 被 保 険 者 の 氏 名		④種別	
				賞与額 (1円単位)		⑥※ 作成原因	
				㊦通貨によるもの	㊧現物によるもの		
			千円	円	円	*	送信
			千円	円	円	*	送信
			千円	円	円	*	送信
			千円	円	円	*	送信
			千円	円	円	*	送信
			千円	円	円	*	送信
			千円	円	円	*	送信
			千円	円	円	*	送信
			千円	円	円	*	送信

税務会計監査事務所健康保険組合

事業所所在地 〒 ー

事業所名称

事業主氏名

電 話 (局) 番

年 月 日提出 受付日付印

※印欄は記入しないでください。

健康保険 被保険者標準賞与決定通知書

副

④ 賞与支払年月日			
令和	年	月	日

(付記)ア. この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

イ. この通知書を受け取った日、すみやかに決定された標準賞与額をそれぞれの被保険者に通知しなければなりません。

ウ. この通知は完結となった日から起算して2か年間は、事業主が整理保存しておく必要があります。

エ. 標準賞与額の年度累計額が法第45条の規定の上限額を超える場合には、上限額までの分が決定後の標準賞与額となります。

① 事業所整理記号	※				⑦ 賞与支払予定年月
					令和 年 月

② 被保険者整理番号	③ 生年月日	④ 賞与支払年月日	⑤ 賞与額(合計) ※千円単位	① 被保険者の氏名		⑧ 種別
				賞与額 (1円単位)		⑥ ※ 作成原因
				㊦ 通貨によるもの	㊧ 現物によるもの	
			千円	円	円	
			千円	円	円	
			千円	円	円	
			千円	円	円	
			千円	円	円	
			千円	円	円	
			千円	円	円	
			千円	円	円	
			千円	円	円	

税務会計監査事務所健康保険組合

事業所所在地	〒	—
事業所名称		
事業主氏名		殿
電話	(局) 番

年 月 日

上記のとおり賞与額が決定されましたので通知します。

税務会計監査事務所健康保険組合理事長